

の児童又は生徒が、土曜日に水族館を利用する場合、利用料金の全額

三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として水族館を利用する場合、利用料金の全額

第四条から第六条までを削る。

第一号様式の二から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体の名称
代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士湧水の里水族館の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則第一条及び別記様式の規定の例による。

山梨県規則第十六号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条の見出し中「納入」を「納付」に改め、同条を第二条とする。

第五条第二項中「返還を」を「還付を」に、「返還の」を「還付の」に、「使用料返還申請書」を「使用料還付申請書」に改め、同条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条第二項第一号中「地域振興局建設部」を「建設事務所」に改め、同条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条第六号から第八号までを削り、同条第九号中「第五条第一項」を「第三条第一項」に、「第九号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号中「第五条第二項」を「第三条第二項」に、「使用料返還申請書」を「使用料還付申請書」に、「第十号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十一号中「第十一号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十二号中「第十二号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条を第九条とする。

第一号様式から第五号様式までの規定中「(第1号様式)」を「(第9号様式)」に

改める。

第六号様式から第八号様式までを削る。
第九号様式中「(第1号様式)」を「(第9号様式)」に、「納入する」を「交付する」に改め、同様式を第六号様式とする。

第十号様式中「(第1号様式)」を「(第9号様式)」に、「申請書」を「申請書」に、「返還される」を「還付される」に、「返還申請書」を「還付申請書」に、「返還を」を「還付を」に改め、同様式を第七号様式とする。

第十一号様式中「(第1号様式)」を「(第6号様式)」に改め、同様式を第八号様式とする。

第十二号様式中「(第1号様式)」を「(第6号様式)」に改め、同様式を第九号様式とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県管住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県管住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県管住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方税を滞納していないことを証する書類

第二十六条中「第五十四条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条中「第五十一条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第五十条」を「第五十一条」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(準特定優良賃貸住宅の管理に係る読替え等)

第二十四条 準特定優良賃貸住宅の管理については、次条及び第二十七条の規定は適用せず、第七条第一項の規定の適用については、同項中「条例第五号第五号の特別の事由により、他の県管住宅」とあるのは、「条例第五十条において読み替えて適用

する条例第五条第三号に掲げる事由により知事が入居者を募集しようとしている準特定優良賃貸住宅」と、「住宅の交換」とあるのは「条例第五十条において読み替えて適用する条例第五条第四号に掲げる事由により準特定優良賃貸住宅の交換」とする。

第二十二号様式中「(第25条関係)」を「(第26条関係)」及び「第51条」を「第52条」に改める。

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「賃貸借契約書は」の下に「県営住宅(準特定優良賃貸住宅を除く。)にあつては」を、「第三号様式」の下に」とし、準特定優良賃貸住宅にあつては準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書(第三号様式の二)を加える。

第二十七条中「第五十五条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条中「第五十二条第三項」を「第五十六条第三項」に、「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条第一項中「第五十一条」を「第五十五条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十七条」を「第二十八条」に、「第七条第一項」を「第二条第一項、第五条(第一項を除く。)、第七条から第十条まで、第十一条(第二項を除く。)、第十九条並びに第二十条第一項及び第三項」に、「同項」を「これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第七条第一項」に、「第五十条」を「第五十二条」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第二十四条 条例第五十二条第一項の規定による準特定優良賃貸住宅の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第二十二号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五十二条第二項各号に掲げる基準による指

定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
第三号様式の次に次の一様式を加える。

山梨県準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書

準特定優良賃貸住宅につき、山梨県営住宅設置及び管理条例（平成9年山梨県条例第15号）に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、
 を乙として、賃借人を丙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

（契約の締結）

第1条 甲及び乙は、次の建物を次条以下の条件により、丙に賃貸し、丙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
構造及び面積	構造 平方メートル

（家賃）

第2条 家賃は、1箇月 円とし、丙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の建物（以下「住宅」という。）の入居可能日の属する月及び明渡しの日の属する月における丙の使用期間が1月に満たないときの家賃は、日割りをもって計算する。

（家賃の変更）

第3条 丙は、甲において法令の規定に基づき家賃の変更の必要を認めたときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

（収入の申告）

第4条 丙は、毎年、その前年の入居世帯員の収入の総額を、6月30日までに甲に申告しなければならない。

2 丙は、前項の規定による申告をせず、甲の収入状況の報告の請求にもかかわらず、これを行わない場合には、近傍同種の住宅の家賃を甲に納付しなければならない。

（敷金）

第5条 丙は、この契約から生じる債務の担保として、契約締結と同時に第2条の家賃の3月分に相当する金額の敷金を甲に納付するものとする。

2 甲は、丙が住宅を明け渡したときは、無利息で前項の敷金を還付するものとする。ただし、家賃の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、敷金のうちからこれを控除するものとする。

（修繕）

第6条 甲又は乙は、畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕（以下「軽微な修繕等」という。）を除き、丙が住宅を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定により住宅の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲又は乙が行うべき修繕の必要が生じたときは、丙は、甲又は乙の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 丙は、甲又は乙の承諾を得ることなく、軽微な修繕等を自らの負担において行うことができる。

(費用負担)

第7条 次の費用は、すべて丙の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) エレベーター、給水施設、汚水処理施設及び共同施設の使用又は維持管理に要する費用

(保管義務)

第8条 丙は、住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 丙の責めに帰すべき事由によって住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、丙は、これらを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(使用目的)

第9条 丙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。ただし、乙の書面による承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

(禁止又は制限される行為)

第10条 丙は、住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 鉄砲、刀剣類、爆発物その他これらに類する危険な物を製造し、又は保管すること。

(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物を搬入し、又は備え付けること。

(3) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(4) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。

(5) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。

(6) 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫その他猛獣、毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育すること。

(7) 掲示板以外の階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 丙は、住宅を引き続き15日以上不在にするときは、乙にその旨を届け出なければならない。

3 丙は、住宅を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

4 丙は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、乙の書面による承認を得たときは、この限りでない。

5 丙は、乙の書面による承認を得ることなく、その入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させてはならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) 前3条の規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (7) 高額所得者として認定されたとき。

2 乙は、前項第1号から第6号までの規定により契約を解除したときは、丙に対して住宅の明渡しを請求するものとし、同項第7号の規定により契約を解除したときは、期限を定めて明渡しを請求するものとする。この場合において、丙は、同項第1号から第6号までの規定に該当することにより当該請求を受けたときは速やかに、同項第7号の規定に該当することにより当該請求を受けたときは明渡しの期限が到来したときに、住宅を明け渡さなければならない。

3 丙は、第1項第1号の規定に該当することにより前項の請求を受けたときは、入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する金額を二倍した金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

4 丙は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより第2項の請求を受けたときは請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間、第1項第7号の規定に該当することにより第2項の請求を受けたときは明渡し期限が到来した日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する金額を二倍した金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

5 丙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲及び乙に請求することはできない。

(賃貸借の解約)

第12条 丙は、住宅の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前までに、その旨及びその期日を書面により乙に届け出なければならない。

2 前項の場合において、丙は、住宅を原状に復して明け渡さなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、住宅に立ち入ることができる。

2 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による甲の立入りを拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、火災による延焼を防止する必要があるときその他

緊急の必要があるときは、丙の承諾を得ることなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、当該立入りが丙の不在の間に行われたときは、甲は、事後にその旨を丙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、丙と連帯して、この契約から生じる丙の債務を負担するものとする。

(協議)

第15条 甲、乙及び丙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃貸人 住所 氏名 印

丙 賃借人 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

第二十二号様式中「(第26条様式)」を「(第27条様式)」に、「第52条」を「第59条」に改め、同様式を第二十三号様式とし、第二十一号様式の次に次の様式を加える。

第22号様式（第24条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）
所在地
団体の名称
代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

準特定優良賃貸住宅の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県営住宅設置及び管理条例第52条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十六号)附則第二項の規定により同条例第二条の規定の施行の日前に準特定優良賃貸住宅の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第一条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第二十四条及び第二十二号様式の規定の例による。

山梨県規則第十八号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の第四第四項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二条の第五第五項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に、「本項」を「この項」に、「及び当該建築設備等の検査の結果に關する」を「その他知事が必要と認める」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第二百二十五号及び第二百二十六号を次のように改める。

二百二十五及び二百二十六 削除

別表中第二百七十号の八を第二百七十号の十とし、第二百七十号の二から第二百七十号の七までを二号ずつ繰り下げ、第二百七十号の次に次の二号を加える。

二百七十の二 登録販売者試験手数料

二百七十の三 販売従事登録手数料

別表中第二百七十四号の二及び第二百七十四号の三を次のように改める。

二百七十四の二 販売従事登録証書換え交付手数料

二百七十四の三 販売従事登録証再交付手数料

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則(平成元年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第二条の表備考中「午前九時三十分」を「午前九時」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県立看護大学短期大学部学則等を廃止する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立看護大学短期大学部学則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県立看護大学短期大学部学則(平成七年山梨県規則第十四号)

二 山梨県立看護大学学則(平成十年山梨県規則第六号)

三 山梨県立看護大学大学院学則(平成十四年山梨県規則第十八号)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例等を廃止する条例（平成二十年山梨県条例第二十号。次項において「条例」という。）附則第二項の規定により山梨県立看護大学短期大学部が存続する間は、この規則の規定にかかわらず、この規則による廃止前の山梨県立看護大学短期大学部学則第一条から第十四条まで、第二十条から第三十八条まで、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。

3 条例附則第四項の規定により山梨県立看護大学が存続する間は、この規則の規定にかかわらず、この規則による廃止前の山梨県立看護大学学則第一条から第十四条まで、第二十一条から第三十九条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番